

令和4年9月12日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和4年9月12日（月）
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森総合センター2階 大会議室

3、出席委員

1番	芹口 民雄	2番	下田 修一	3番	野尻 範仁
4番	宇藤 信喜	5番	後藤 則和	6番	本田 逸雄
7番	甲斐 幸一	8番	二子石富士夫	9番	大西 六三
10番	谷川 春水	11番	高崎 堅誌	12番	三森 伸治
13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員 なし

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

6、農業委員会事務局職員

局長 後藤 一寛

次長 芹口 孝直

参事 後藤 健一

事務局 皆さん、こんにちは。
時間前ではありますけれども、お揃いですので、9月期の委員会の総会を始めさせていただきたいと思えます。
お忙しい中、全員出席いただきましたので、規定によりまして総会の成立を宣言させていただきます。
まず、会長から御挨拶をいただきます。

会長 皆さん、こんにちは。
毎日、農作業の忙しい中、今日、総会に御出席いただき、ありがとうございます。
先週、台風が通過ということで、農作物に被害が出ないか懸念していたところ、どうにか大した被害もなく、無事済んだことは良かったと思えます。また、今週も台風が接近してはいますが、今度は先週の台風に比べて、ちょっと東側寄りに行くので、影響もそれほど出ないかと思えます。これからも台風が来ることもありますので、備えのほうはどうか皆さんよろしくお願ひします。
さて、今月の議題に関しては、3条の議題が数件でております。皆さんと一緒に審議のほどを進めたいと思えますので、よろしくお願ひします。

事務局 ありがとうございます。
それでは、規則によりまして会長が議長となりますので、議長の進行によって議事を進めさせていただきます。
お願ひいたします。

議長 「議第21号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。
本委員会の決定に附する。
令和4年9月12日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。議事録署名ですけど、こちらから指名させていただきますが、よろしいでしょうか。

(複数委員) 議長一任。

議長 はい。それでは、今日の指名は14番委員さんと、1番委員さんにお願ひしたいと思えます。

よろしく申し上げます。

「報告第7号」

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。
別紙のとおり本委員会に報告する。
令和4年9月12日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。この報告第7号は、相続に関する件ですので、事務局から説明をいたしたいと思います。

事務局 それでは、事務局から説明をしたいと思います。
まず、4ページ、報告第7号、農地法第3条の3の規定による届出についてです。
補足資料の2ページをご覧ください。
今回、3件、届出が出ております。

まず、番号1、土地の所在、地目、相続人、届出事由、斡旋希望については、備考欄のとおり、親から子への農地の相続となっております。

補足資料は3ページになっております。

続きまして、番号2、こちらも所在地、地目、相続人、届出日、届出事由、斡旋希望については、4ページのとおりとなっております。

親から子への農地の相続となっております。

補足資料は4ページのとおりです。なお、こちらの農地につきましては、後で農地法3条の番号1に関連する案件となっておりますので、また3条につきましては担当委員さんからも説明があると思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号3、こちらにつきましても、所在地、地目、相続人、届出日、届出事由、斡旋希望については、4ページのとおりです。

妻から夫への農地の相続となっております。

補足資料は5ページのとおりとなっております。

議長 今、事務局から報告がありましたけど、このまま決定いたしたいと思います。

次、「議第22号」

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。
別紙のとおり本委員会の決定に附する。
令和4年9月12日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。議第22号、農地法第3条審議資料の1番のこの説明を8番委員からお願いいたします。

8番委員 こんにちは。
先日、委員会から現地調査の依頼がありましたので、現地に行ってみました。
ここに提出されております農地については、お互い譲る人も譲り受ける人も近所で、申請者の屋敷の入り口に当たるところで、今のうちに登記関係を解決したほうが良いとのことでした。
現地を見ましたところ、もう前からずっと双方、希望されていたところの土地だと、私どもは思っておりましたが、今回、はっきりさせておきたいということでしたので、どうか皆様方の御理解を得て許可をさせていただきたいと思えます。
よろしく申し上げます。

事務局 事務局から補足の説明をさせていただきます。
こちらは3条の許可基準としまして、申請書、全部事項証明書などの記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などを満たしております。
以上のことから総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。

議長 はい。この1番の議題について、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないようですので、この1番に関しては、可決いたしたいと思えます。
次、農地法第3条審議資料の2番で、担当委員の3番委員からお願いします。

3番委員 こんにちは。3番〇〇です。
農地法第3条審議です。

譲受人、譲渡人は、2番に記載のとおりです。
補足資料は9ページから10ページでございます。
相続した農地を譲り渡すものです。
なお、譲受人は10年来の小作人として米を作っております。
また、譲受人の居住地は〇〇〇ですが、〇〇と隣接地に住居はあります。
よろしく願いいたします。

事務局 補足の説明を、事務局からさせていただきます。
3条許可基準の申請書及び全部事項証明書などに記載の状況から、農地法3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。
以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。
なお、3番委員が言われたとおり、この案件は最初の相続の届出の案件と同じ土地になっております。
小作の方も10年以上こちらで耕作されているというところです。

議長 はい。この2番の議案について、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないようということで、この議案についても可決いたしましたと思います。

今日はこれで議案は全部終了いたしました。
今日は、お疲れ様でした。